

議案第75号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防短期入所生活介護事業所等の従業者配置の基準を改める必要があるによる。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
の一部を改正する条例

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第69条第1項、第88条第1項及び第94条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。